

ネコにいいこと、はじめませんか？

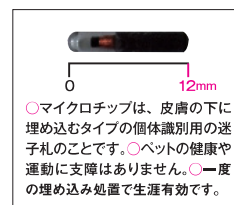


2010年7月より、動物愛護、生活環境の保全と、
生物多様性の確保を目的として「対馬市ネコ適正飼養条例」が施行されました。
犬や猫といったペットを各家庭で責任を持ってきちんと飼えば、
ペット自身を幸せにするだけでなく、ツシマヤマネコをはじめとする
対馬のかけがえのない野生動物や自然を守ることができます。
みなさまのご理解とご協力をお願いします。

「対馬市ネコ適正飼養条例」 のおもな内容

- ペットのネコには、マイクロチップによる登録が義務となります。
- 飼育するネコ以外に餌を与えないでください。
- できるだけ室内で飼いましょう。屋外も行き来するネコには不妊手術をお願いします。
- ネコの遺棄は禁止されています。責任を持って飼育しましょう。

※すでに、九州地区獣医師会連合会または対馬地区ネコ適正飼養推進連絡協議会で、
マイクロチップ登録がお済みの方は、特にあらたな手続は必要ありません。
※マイクロチップによる登録は、対馬市が委託した対馬獣医師会加盟動物病院で受けられます（受診には予約が必要です）。



対馬地区ネコ適正飼養推進連絡協議会では、飼いネコへのマイクロチップ登録の他、
不妊手術、ワクチン接種、各種検査を実施するキャンペーンを行っています。

受診のお申し込み・お問い合わせは—

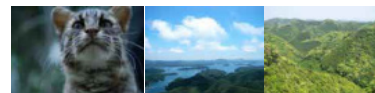
対馬の森どうぶつ病院

NPO 法人どうぶつたちの病院 対馬動物医療センター

・条例についてのお問い合わせは、対馬市 市民生活部環境政策課（玖須）TEL 53-6111

TEL 54-8755

TEL 84-2681



環境省九州地方環境事務所

協力：対馬地区ネコ適正飼養推進連絡協議会